

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会
特別支援教育士資格更新規程

最近改定：2017年6月18日

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会定款第43条に基づき本規程を定める。

第1条 本規程は、「特別支援教育士」（以下、S.E.N.S と略記）及び「特別支援教育士スーパーバイザー」（以下、S.E.N.S-SV と略記）の資格更新について定める。

第2条 S.E.N.S の資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満5年を経過する前日までに、「資格更新必修研修」（必修：2ポイント以上）（以下、P と略す）を受講すると共に、次に示すⅠ～Ⅸの領域の中から領域Ⅰ（必修）を含む2領域以上にわたって、計15P以上を取得していなければならない。

S.E.N.S-SV の資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満5年を経過する前日までに、「資格更新必修研修」（必修：2P以上）を受講すると共に、次に示すⅠ～Ⅸの領域の中から領域Ⅰ（必修）を含む3領域以上にわたって、計20P以上を取得していなければならない。

なお「資格更新必修研修」のPは、参加者 3時間：1P、講師 3時間：2Pとする。

ただし、認定委員会が認めた場合は、ポイントについて本条と異なる取り扱いをすることができる。

Ⅰ 一般社団法人日本LD学会大会への参加（必修：2P以上）

*内容が明らかになるものを提出（参加証・プログラムの写しなど）

ただし1回の大会参加に当たっては、重複してポイントを取得することはできない。

- 1 研究大会への参加者 … 2P
- 2 単独口頭発表者（ポスター発表を含む）、及び連名発表の筆頭者 … 5P
- 3 連名発表者（筆頭者以外） … 3P
- 4 シンポジウム等の企画者・司会者・話題提供者・指定討論者 … 5P
- 5 大会に伴う小講演などの講師 … 4P
- 6 大会の運営を担当した委員等 … 3P

Ⅱ 他学会・大会への参加

*他学会とは、心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体で付表に記載されているものをいう。

*内容が明らかになるものを提出（参加証・プログラムの写しなど）

ただし1回の大会参加に当たっては、重複してポイントを取得することはできない。

- 1 学会の年次大会への参加者 … 1P

ただし、日本教育心理学会、日本学校教育相談学会、日本カウンセリング学会、日本学校心理学会、日本発達障害学会の各年次大会への参加者は、2Pとする

- 2 単独口頭発表者（ポスター発表を含む）、及び連名発表の筆頭者 … 3P
- 3 連名発表者（筆頭者以外） … 2P
- 4 シンポジウム等の企画者・司会者・話題提供者・指定討論者 … 3P
- 5 大会に伴う小講演などの講師 … 3P
- 6 大会の運営を担当した委員等 … 2P

Ⅲ 研究論文等の発表 … *コピーを提出（表紙・目次など執筆部分が明らかになるもの）

- 1 一般社団法人日本LD学会の機関誌への研究論文掲載（原著、実践報告など）

単著 … 10P, 共著 … 7P

- 2 一般社団法人日本LD学会の機関誌及び会報への短報等の掲載

機関誌：単著 … 5P, 共著 … 3P

会報：単著 … 2P, 共著 … 1P

- 3 他学会誌への研究論文の掲載 … 単著 … 5P, 共著 … 3P
- 4 他学会誌への短報等の掲載 … 単著 … 3P, 共著 … 2P
- 5 他の一般誌への研究論文の掲載 … 単著 … 4P, 共著 … 2P

Ⅳ LD・ADHD等に関する著書の刊行等

*コピーを提出（目次・奥付など執筆部分が明らかになるもの）

- 1 単行本 … 単著 … 10P, 共著 … 5P, 分担執筆 … 3P
- 2 編著 … 単独 … 7P, 共編 … 5P, 監修 … 5P
- 3 翻訳書 … 単訳 … 5P, 共訳 … 3P
- 4 機関誌「LD ADHD&ASD」 … 単独… 3P, 分担：2P
- 5 他の一般誌への記事の掲載 … 単独… 2P, 分担：1P

Ⅴ 一般社団法人日本LD学会及び本協会が行う研修会・セミナー・公開シンポジウム等への参加

*修了証もしくは更新ポイント証明書等のコピーを提出、1回の研修会で重複してポイントを取得することはできない。

- 1 S.E.N.S 養成セミナー・公開シンポジウム等の受講者 … 上限：12P

*3時間：1P、5時間以上：2Pとする。

*ただし、S.E.N.S 養成セミナーは、取得したポイント数（1日6時間：2P）をポイントとする。ただし同一科目を重複履修してもポイントにはならない。

- 2 講師 … 上限：12P

*1 時間以上：1P、3 時間以上：2P、5 時間以上 3P とする。

3 運営委員・司会者 … 上限：12P

*3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。

VI 本協会が認める研修会・ワークショップ等への参加

*公的機関や学会が開催するもので、その内容が LD・ADHD 等に関するもの。

*開催 3 ヶ月前までに主催団体から本協会に「資格更新ポイント認定申請書」を提出し認められているもの。

1 受講者 … 上限：5P

*3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。

2 講師 … 上限：10P

*1 時間以上：1P、3 時間以上：2P、5 時間以上 3P とする。

VII LD・ADHD 等の発達障害のある児童・生徒に対する実践・指導活動

1 本協会が認定した S.E.N.S-SV により指導を受けた実習

(1 年間以上にわたるもの) … 上限：10P

*実践報告及び S.E.N.S-SV の評価を添付

審査を受け合格すればポイントを取得することができる。

2 個人での実践 … 上限：10P

(週 1 回、1 年間以上にわたるもの、または週 2 回以上、半年間以上にわたるもの)

*所属長の証明書及び実践報告(400 字詰め、20 枚以上)を提出する。

(実践報告は、機関誌「LD 研究」の実践報告論文に準じて作成すること)

審査を受け合格すればポイントを取得することができる。

3 都道府県又は区市町村の教育委員会等から委嘱を受けた特別支援教育関連委員(専門家チーム委員、巡回相談員、教育相談員、就学指導委員等)としての活動

(1 年間以上にわたるもの) … 年間 1P

*教育委員会等からの委嘱状(コピー)を提出する。

4 学校長から指名を受けた特別支援教育コーディネーターとしての活動… 年間 1P

*所属長の証明書(協会指定の様式による)を提出する。

VIII 海外における LD・ADHD 等に関する視察研修への参加(海外で開催される関連学会への参加、または関連の教育施設への訪問等)

*参加を証明する資料を提出

1 1 ヶ月以上にわたる海外研修 … 5P

2 10 日程度の海外研修 … 2P

IX 都道府県単位の「S.E.N.S の会」支部会が主催する研修会への参加

*各県支部会から協会に所定の実施報告書が提出されているものが該当する。

*各県支部会から交付された研修証明書を提出する。

1 研修会への参加 … 上限：12P

受講者 3時間：1P、5時間以上：2Pとする。

講師 1時間以上：1P、3時間以上：2P、5時間以上3Pとする。

2 継続研究会への参加 … 上限：12P

*継続研究会は、1回2時間以上、年間5回以上の開催を必要とする。参加者の50%以上が有資格者であることを原則とする。

継続参加者（1年間8時間以上）… 1年間：4P

第3条 S.E.N.S及びS.E.N.S-SVの資格更新審査を申請する者は、申請書等所定の書類に審査料等の費用を添えて申請する。

2 S.E.N.Sの資格更新にかかる費用は、更新審査料：10,000円、更新登録料（5年間分）：10,000円、S.E.N.Sの会費（5年間分）：10,000円、計30,000円とする。

3 S.E.N.S-SVの資格更新にかかる費用は、更新審査料は10,000円、更新登録料（5年間分）：20,000円、S.E.N.Sの会費（5年間分）：10,000円、計40,000円とする。

第4条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第2条に定める期間の経過後も引き続き5年ごとの期間に第2条に定める内容と同様の習得をしなければならない。

第5条 該当する S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第2条に定める内容を所定の期日までに報告しなければならない。

2 第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、本協会に、更新保留手数料2,000円を添えて事由書を提出し、資格更新の保留を申し出ることができる。ただし、保留期間は2年間までとし、保留期間中は S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV を呼称することはできない。保留後、次の更新までの期間は、5年間から保留期間を差し引いた期間とする。なお、保留後、資格更新にかかる費用は、第3条に規程の費用と同額とする。

3 保留期間経過後は、資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学、長期病気療養等やむを得ない事情がある場合には、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。

第6条 本規程の改定は、理事会の議決による。

附 則

1. 本規程は、2009年4月1日より施行する。

2. 本規程第3条にいう資格更新に必要な書類は次のとおりとする。

- ① 資格更新申請書 (様式 1)
- ② 資格更新ポイント一覧表 (様式 2)
- ③ 更新ポイント証明書類

3. 第 2 条 II 領域にいう心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体とは次の学会を指す。
付表に示す学会の年次大会に参加等をした場合、第 2 条 II 領域の P が認められる。

コード No.	第 2 条 II 領域にいう他学会 (年次大会への参加等)
II 101	日本教育心理学会
II 102	日本学校教育相談学会
II 103	日本カウンセリング学会
II 104	日本学校心理学会
II 105	日本発達障害学会
II 001	日本学生相談学会
II 002	日本 K-ABC アセスメント学会
II 003	日本認知・行動療法学会
II 004	日本児童青年精神医学会
II 005	日本小児心身医学会
II 006	日本小児精神神経学会
II 007	日本心理学会
II 008	日本心理臨床学会
II 009	日本特殊教育学会
II 010	日本発達心理学会

- 4. 本規程は、2011 年 11 月 6 日に一部改定する。
- 5. 本規程は、2013 年 3 月 3 日に一部改定する。
- 6. 本規程は、2014 年 3 月 9 日に一部改定する。
- 7. 本規程は、2015 年 4 月 1 日に一部改定する。
- 8. 本規程は、2016 年 4 月 1 日に一部改定する。
- 9. 本規程は、2017 年 4 月 1 日に一部改定する。
- 10. 本規程は、2017 年 6 月 18 日に一部改定する。